

マイナンバーカード申請サポート・受け取りサポートに係る報償金Q & A

«報償金の支払いについて»

問1 同一の方に対して、申請サポート・受け取りサポートの両方を行った場合の報償金の金額はどうか。

答1 同一の方に対して両方を行った場合の報償金の金額は 8,000 円となります。なお、いずれか一方だけでも対象になります。申請サポートのみの場合は 4,000 円。受け取りサポートのみの場合は 4,000 円。いずれも、岸和田市から実施依頼があったもの（依頼文書を受領したもの）のみが対象となります。

問2 市職員が施設等へ出張申請サポートを行い、施設等がそれに協力した場合、当該申請サポートは報償金給付の対象となるのか。

答2 市職員が行った申請サポートは報償金給付の対象になりません。

問3 事前に岸和田市と打ち合わせをせずに、申請サポート・受け取りサポートを行ったが、報償金は給付されるのか。

答3 報償金は給付しません。事前に岸和田市との打ち合わせを行い、岸和田市から実施依頼があったもの（依頼文書を受領したもの）について、報償金給付の対象となります。

問4 岸和田市からの実施依頼文書を受領する前に、申請サポート・受け取りサポートを行いました。報償金は給付されますか。

答4 実施依頼文書を受領する前の活動に対する報償金は給付しません。実施依頼文書の発出日以降の申請サポートが報償金給付の対象となります。

問5 既に申請したことを本人が失念しており、申請サポートを行った場合、報償金給付の対象となるのか。

答5 二重申請に該当する場合は報償金給付の対象になりません。申請サポートを行う際には、本人に申請をしたことがないのかを確認してください。

問6 マイナンバーカードの紛失、破損等による再交付の申請の申請サポートは報償金給付の対象となるのか。

答6 紛失、焼失、著しく損傷、機能が損なわれた場合の再交付申請については、報償金給付の対象になりません。

問7 他市から転入した際にマイナンバーカードの継続利用の手続きをしておらず、カード運用状況が廃止となっている場合の再交付申請の申請サポートは報償金給付の対象となるのか。

答7 再交付の申請については、報償金支払いの対象になりません。

問8 更新による申請サポートは報償金給付の対象となるのか。

答8 有効期間の満了する日までの期間が3月未満となった場合の交付申請は報償金給付の対象になります。ただし、カードを紛失している場合は、対象となりません。

問9 申請内容に不備があった場合は、報償金給付の対象となるのか。

答9 不備対応中のものについては、報償金給付の対象外です。申請サポート実施完了報告書（様式第3号）を提出する際に、インターネット「マイナンバーカード申請状況照会サービス」で照会し、申請状況が『カード発行処理中（確認の結果不備なし）』となっているかを確認したものについて報告してください。

なお、申請書IDが変更になったものについては、インターネットで確認することができません。そのようなケースに該当する場合は、申請サポート実施報告書の「申請状況 □照会不可」のチェックボックスに✓を記入のうえご報告ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



マイナンバー 申請状況照会サービス

文字サイズ 中 大

申請状況の照会結果はこちら

照会いただいた申請の処理状況は以下の通りです。

申請時の申請者ID	
申請状況	マイナンバーカード発行処理中 (確認の結果不備なし)
申請受付日	
申請内容の確認完了日 (確認結果確定日)	2024年
お住いの自治体にマイナンバーカードを発送した日	-

問10 「マイナンバーカード申請状況照会サービス」で不備となった場合はどうすればいいですか。

答10 J-LIS より不備の通知書が申請者本人宛に届きますので、同封されている申請書を使って、再度申請してください。その際、不備対応のうえ再申請し、本市が定める期日（令和7年度であれば令和8年2月13日(金)）までに実施完了報告書を提出したものについて、報償金を支払います。

問 11 申請内容に不備があったため、不備の対応後、改めて申請をしました。報償金給付の対象となりますか。

答 11 不備の対応が完了し、申請状況が『カード発行処理中（確認の結果不備なし）』となり、本市が定める期日（令和 7 年度であれば令和 8 年 2 月 13 日(金)）までに実施完了報告書を提出したもののについて、報償金支払いの対象となります。

問 12 報償金はどのように・いつ支払われますか。

答 12 実施完了報告書を提出いただきましたら、申請サポート・受け取りサポート完了の事実を確認し、報償金給付額を決定し、速やかに指定の口座に振り込みます。

問 13 市に報告する「申請サポート対象者一覧」は 4 名分、受け取りサポート実施対象者一覧」は 10 名分の記載欄があるが、対象者が 1 名しかいない場合は、申請サポート・受け取りサポートを行うことができないのか。

答 13 件数に下限はありません。1 名のみの活動についても、報償金支払いの対象となります。

問 14 市に報告する「申請サポート対象者一覧」は 4 名分、受け取りサポート実施対象者一覧」は 10 名分の記載欄があるが、対象者が 20 名の場合は、すべての書類に申込者情報を記入する必要があるのか。

答 14 対象者一覧に、施設等の住所又は所在地、法人の名称、施設等の名称、代表者氏名を記入したものをコピーしてご利用いただいても構いません。

《申請サポートについて》

問 15 申請書用紙がありません。どうすればよいですか。

答 15 申請書用紙をお持ちでない場合は、マイナンバーカード総合サイトよりダウンロードしていただき印刷してください（個人番号の記入が必要です）。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>)



個人番号が不明な場合は、個人番号の記入が不要の申請書（申請書 ID 掲載）を発行することができます。ただし、別世帯代理人による申請書出力依頼の場合は、「申請書出力についての委任状」が必要となります。委任状は市のホームページからダウンロードできます。申請書出力手続きは、各市民センター・山滝支所の窓口でも行えます。

問 16 申請書は市民課・各市民センター・山滝支所の窓口を持参してもよいか。

答 16 窓口では受付しません。報償金支払いの対象となる申請サポートについては、申請書を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ郵送したもののみとします。

〒219-8732
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

問 17 申請書を郵送するための封筒は市民課でもらえますか。

答 17 市民課では封筒等の配布はしていません。「マイナンバーカード総合サイト」に切手不要となる封筒材料が掲載されています。ダウンロード、印刷してご利用ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>)



問 18 オンライン申請でも構わないか。

答 18 オンライン申請の場合は、報償金支払いの対象外とします。

問 19 無帽、正面、無背景の写真を撮影しづらい場合は、どうすればよいですか。

答 19 やむを得ない理由により、無帽、正面、無背景の写真を撮影できない場合、以下の対応をいただければ、その写真を使用できます。ただし、光が反射している、頭頂部に余白が無い等は不備となります。

→交付申請書の表面の氏名欄に具体的な理由を記載して、交付申請書を郵送してください。

＜使用可能な写真として認められる場合の参考例（一部抜粋）＞

- ・医療上の理由の場合：医療器具と判断できる場合
- ・障害のある方の場合：事故や顔面麻痺等による顔のゆがみ等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障害を理由に日常的に眼帯・サングラス・ガーゼ・絆創膏等を着用している場合
- ・寝たきりの方の場合：枕やシーツ等が映り込んでいる場合

詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」顔写真のチェックポイントをご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/facephoto/>



問 20 本人の意思確認がとりにくい方の申請サポートはどうすればよいですか。

答 20 意思表示が全くできない場合には、成年後見制度に基づき、成年後見人が申請を行ってください。

ただし、意思表示が困難な障害をお持ちの方であっても、カードを申請するにあたって、成年後見人を必須とすることとはなっていないため、申請者本人の意思を丁寧に確認した上で申請サポートを行うことは可能です。

問 21 交付申請書の自署が困難です。

答 21 申請者本人の印鑑をご用意ください。交付申請書の自署が困難な場合には、押印により本人の意思が確認できれば、代筆も可能です。

問 22 日本郵便の「転居・転送サービス」を申し込んでいる場合は、なぜ報償金給付の対象外なのですか。

答 22 交付申請者が日本郵便の「転居・転送サービス」を申し込んでいる場合、申請自体は可能ですが、代理受け取りが不可能（交付通知書が受け取れないため）となるため、申請サポートに係る報償金給付についても対象外としています。ただし、やむを得ない理由により一時的に転送の手続きがなされている旨の申し出がある場合には、例外として転送可能郵便とすることができます。問 23 をご参照ください。

《マイナンバーカード代理受け取りについて》

問 23 入院などで日本郵便の「転居・転送サービス」を一時的に申し込んでいる者について、マイナンバーカード代理受け取りは可能ですか。

答 23 交付通知書は転送不要郵便物として送付する決まりですが、やむを得ない理由（長期入院等）により一時的に転送の手続きがなされている旨の申し出がある場合には、例外として転送可能郵便とすることができます。ただし、マイナンバーカード交付申請の際に、岸和田市長宛で「転送可能郵便送付依頼」及び当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明等）を提出していただく必要があります。

問 24 交付通知書に予め自署する必要があるが、自署をすることが困難です。どうすればよいですか。

答 24 代筆のうえ、申請者本人に押印してもらってください。

問 25 交付通知書に予め必要事項を記入・押印のうえ、カードを受け取りに行く必要があると思うが、暗証番号を設定することが困難です。どうすればよいですか。

答 25 暗証番号の設定が困難な場合は、いずれの暗証番号も設定しないことが可能です。交付通知書の「(2) いずれの暗証番号も設定しない ☐」のチェックボックスに✓を記入してもらってください。

ただし、「顔認証マイナンバーカード」となりますので、利用できるサービスは、健康保険証としての利用、券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用に限定されます。ただし、健康保険証としての利用については、カード受け取り後に医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーにて健康保険証利用申し込みをしていただく必要があります。

問 26 カードを申請して、まだ受け取っておられない方がいますが、交付通知書が手元がありません。どうすればよいですか。

答 26 カードを申請した本人からコールセンターにお電話いただければ、交付通知書を再送させていただきます。なお、交付通知書は転送不要郵便として送付します（問 23 参照）。なお、カードを申請した本人からの電話が困難な状況であれば、施設・支援団体からの電話でも受付いたします。なお、電話での本人確認の際、氏名・住所・生年月日・性別が誤っている場合は、交付通知書の再送には応じることはできません。

問 27 マイナンバーカードの管理等についてどうすればよいですか。

答 27 マイナンバーカードを代理で受け取り、申請者本人にカードを引き渡した後、本人の状況や希望等に応じて、本人や家族、施設での管理が考えられます。本人が管理する場合は、本人の居室等において、備えつきのロッカー等を利用し、紛失に注意した上で保管してください。家族が管理する場合は、本人の同意を得てください。施設で管理する場合は、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。管理の際には、例えば、紛失防止のための鍵付きロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。